

議案第28号
宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 資料名 市営住宅管理条例の改正内容と理由

条例改正内容	条例改正理由	条例改正前	条例改正後
1 連帯保証人制度廃止 (第12条・第13条)	保証人が確保できないために市営住宅に入居できない事態が生じないようにするため	連帯保証人 必要	連帯保証人 不要 〔緊急連絡先〕 必要
2 修繕に係る入居者の費用の負担の明文化 (第32条・第33条)	入居者に求める修繕内容を具体的に明示するため	条例に規定なし	条例に規則で定めることを規定
3 住宅明け渡し時における原状回復義務と免除 (第43条)	原状回復義務を条例に規定するとともに、免除規定を設けるため(※)	条例に規定なし 〔使用証書にて〕 〔原状回復義務〕	条例に規定 〔条例にて〕 〔原状回復義務〕

(※) 畳の表替え等の原状回復義務免除予定者

①家賃減免を受けている入居者（生活保護受給中の入居者を除く。）

②生活保護を受給している単身の入居者で、明渡し事由が死亡によるもの

4 その他の改正

(1) 第5条第7号（公募の例外）

市営住宅の公募の例外に次を追加する。

「入居者又は同居者の心身の状況からみて適切であると認められる場合」

(2) 第9条第4項（優先的な入居）

市営住宅への入居に優先的に入居できるものとして次を追加する。

「20歳未満の子を扶養している寡夫」

「DV被害者」